

## 19. 船員労働の概況

### 〔1〕 船員の最低賃金の概要

令和7年度、国土交通大臣決定の最低賃金は、全業種が諮問され、うち3業種の改正が行なわれた。  
九州運輸局長決定の最低賃金は、4業種全てについて、令和7年9月10日に諮問され、改正に向けての作業が進められている。

#### (1) 内航鋼船及び木船運航業最低賃金(月額)

表-3

賃金額 適用地域	最低賃金					効力発生 年月日
	職 員		はしけ長	部 員		
		(注)若年船員		海上経験3年 未満の部員		
全 国	円 267,950	円 251,500	円 —	円 209,350	円 200,050	R7.3.12
九州運輸局	268,700	252,250	268,700	210,100	200,800	R7.5.24

(注) 若年船員 船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者

#### (2) 海上旅客運送業最低賃金(月額)

表-4

賃金額 適用地域	最低賃金		効力発生 年月日
	職 員	部 員	
全 国	円 264,750 事務部職員 209,750	円 201,900	R7.3.12
九州運輸局	263,400	197,000	R7.5.24

#### (3) 漁業最低賃金(月額)

表-5

賃金額 適用地域	最低賃金(一人歩船員)				効力発生 年月日
	かつお・まぐろ	いか釣り	沖合底びき網	大中型まき網	
全 国	円 213,300	円 213,300	/	/	かつお・まぐろ R7.3.12 いか釣り R7.6.8
九州運輸局	/	/	円 200,200	円 213,300	R7.5.24